



目 次

規 則	ページ
◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新（鳥獣対策課）	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託（港湾・海岸課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	3

規 則

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年 5月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第2号

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条中第113号を第137号とし、第78号から第112号までを24号ずつ繰り下げ、第77号を第100号とし、同号の次に次の1号を加える。

(101) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第17条第76号を同条第96号とし、同号の次に次の3号を加える。

(97) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(98) 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。
(99) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第17条中第75号を第95号とし、第74号を第94号とし、第73号を第92号とし、同号の次に次の1号を加える。

(93) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第17条第72号を同条第90号とし、同号の次に次の1号を加える。

(91) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第17条第71号を同条第89号とし、同条第70号を同条第86号とし、同号の次に次の2号を加える。

(87) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(88) 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第17条中第69号を第85号とし、第65号から第68号までを16号ずつ繰り下げ、第64号を第78号とし、同号の次に次の2号を加える。

(79) 認定保護増殖事業等の実施のために条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(80) 認定保護管理事業等の実施のために条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第17条中第63号を第77号とし、第53号から第62号までを14号ずつ繰り下げ、第52号を第63号とし、同号の次に次の3号を加える。

(64) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(65) 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(66) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表

示すること。

第17条第51号を同条第62号とし、同条第37号から同条第50号までを11号ずつ繰り下げ、同条第36号中「（平成17年高知県条例第78号）」を削り、同号を同条第47号とし、同条第35号を同条第46号とし、同条第26号から同条第34号までを11号ずつ繰り下げ、同条第25号中「（平成16年法律第78号）」を削り、同号を同条第36号とし、同条第24号を同条第33号とし、同号の次に次の2号を加える。

(34) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(35) 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第17条中第23号を第32号とし、第19号から第22号までを9号ずつ繰り下げ、第18号を第19号とし、同号の次に次の8号を加える。

(20) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）。

(21) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

(22) 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(23) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込み口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(25) 高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第28条第1項に規定する認定保護管理事業等（以下この条において「認定保護管理事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(26) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(27) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第17条第17号の次に次の1号を加える。
 (18) 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第22条第1号中「第18号まで、第44号から第52号まで、第80号又は第81号」を「第27号まで、第55号から第63号まで、第104号又は第105号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9中(3)を(5)とし、(2)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第3の9の(1)の次に次のように加える。

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第3の11の(1)中「第22条の11第1号」を「第63条第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第4号

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第18条第10号イ中「第22条の11第1項第1号」を「第63条第1項第1号」に改め、同号中ソをタとし、セをソとし、スをセと

し、シをストし、サをシとし、コをサとし、同号ケ中「（平成16年法律第78号）」を削り、「又は殺処分」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等」に改め、同号ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第21条第1号中「同条第10号コからスまで」を「同条第10号サからセまで」に改める。

第24条第6号ア中「第18条第10号コからスまで」を「第18条第10号サからセまで」に改める。

別記第28号様式及び別記第31号様式から別記第34号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第28号様式及び別記第31号様式から別記第34号様式までの改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

告 示

高知県告示第82号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（平成28年7月高知県告示第416号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）、同年8月高知県告示第435号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）、平成29年6月高知県告示第468号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出）、同月高知県告示第494号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）、同年7月高知県告示第528号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）、平成30年5月高知県告示第452号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）、平成31年4月高知県告示第271号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）及び同月高知県告示第272号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出）で告示した変更事項を含んだものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の有効期間の更新をしたので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清

4 更新年月日
平成31年4月19日

高知県告示第83号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- | | |
|--------|---------|
| 安芸郡芸西村 | 善 万 修 身 |
| 〃 〃 | 渡 辺 日出夫 |
| 〃 〃 | 堀 川 良 祐 |

(2) 加入区の名称

芸西加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調査の縦覧

- (1) 縦覧期間
令和元年5月24日から同年6月7日まで
- (2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合芸西支所

高知県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年5月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市以布利字 シリカイ1117番18から 土佐清水市以布利字 シリカイ1117番51まで	前	15.1 }	215
	後	21.3 }	215

60.1

高知県告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（測定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託した者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田 字 新 港 4700番地	高知ファズ株式会社	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	須崎市港町 81番 3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田 1910番地 15	下田海運協同組合	〃

宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島 1番77号	片島地区長 掘 景	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島 6番24号	大島地区自治会 地区長 堀江 紀夫	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫 128番 2号	小筑紫地区長 西郷 典生	〃

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知県吾南土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	前田 眞作	高知市春野町弘岡上486番地
〃	細川 幸利	〃 〃 3116番地
〃	國澤 静介	〃 春野町弘岡中168番地
〃	武政 幸夫	〃 〃 1485番地
〃	高橋 敏秀	〃 春野町弘岡下2786番地
〃	宇賀 巖	〃 〃 1363番地
〃	山崎 雅市	〃 春野町森山2415番地
〃	塩田 暉郎	〃 〃 1409番地
〃	矢野 駿郎	〃 春野町西畑1033番地
〃	松岡 義之	〃 春野町仁ノ2番地
〃	岡部 政博	〃 春野町西分2311番地 3
〃	山中 四郎	〃 〃 100番地
〃	雨森 廣志	〃 春野町秋山600番地
〃	土居 秀博	〃 春野町甲殿656番地
〃	高橋 和夫	〃 春野町東諸木553番地
〃	岡崎 孝志	〃 〃 2654番地 1
〃	高橋 國博	〃 春野町芳原1474番地 1
監事	池 泰延	〃 春野町西諸木721番地
〃	渡邊 廣樹	〃 春野町弘岡下4443番イ地

〃	深瀬 志彦	〃 春野町弘岡上1912番地
〃	土居 光博	〃 春野町秋山618番地の 2
(就任)		
理事	前田 眞作	高知市春野町弘岡上486番地
〃	細川 幸利	〃 〃 3116番地
〃	國澤 静介	〃 春野町弘岡中168番地
〃	門田 泰昌	〃 〃 2332番地
〃	高橋 敏秀	〃 春野町弘岡下2786番地
〃	北村 和弘	〃 〃 1336番地
〃	山崎 雅市	〃 春野町森山2415番地
〃	塩田 暉郎	〃 〃 1409番地
〃	矢野 駿郎	〃 春野町西畑1033番地
〃	松岡 義之	〃 春野町仁ノ2番地
〃	高橋 啓忠	〃 春野町西分1133番地 1
〃	山中 四郎	〃 〃 100番地
〃	植田 豊博	〃 春野町秋山577番地
〃	土居 秀博	〃 春野町甲殿656番地
〃	高橋 和夫	〃 春野町東諸木553番地
〃	岡崎 孝志	〃 〃 2654番地 1
〃	高橋 國博	〃 春野町芳原1474番地 1
監事	池 泰延	〃 春野町西諸木721番地
〃	雨森 光夫	〃 春野町西分3495番地
〃	深瀬 志彦	〃 春野町弘岡上1912番地
〃	土居 光博	〃 春野町秋山618番地の 2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、今成土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	橋詰 謙二	高岡郡越知町今成55番地 1
〃	箭野 公二	〃 〃 〃 1774番地
〃	橋詰 宝明	〃 〃 〃 1776番地
〃	藤原 三夫	〃 〃 〃 7番地
〃	箭野 一夫	〃 〃 〃 1683番地 1
〃	箭野 正昭	〃 〃 〃 1796番地
監事	箭野 武夫	〃 〃 〃 1797番地
〃	箭野 東志彦	〃 〃 〃 1695番地
(就任)		
理事	箭野 圭市	高岡郡越知町今成 6 番地
〃	橋詰 侑典	〃 〃 横島南3931番地
〃	橋詰 和雄	〃 〃 今成28番地

”	箭野	宏明	”	”	”	1793番地
”	橋詰	教雄	”	”	”	1770番地
”	三宅	勲治	”	”	”	1785番地
監事	橋詰	謙二	”	”	”	55番地1
”	箭野	公二	”	”	”	1774番地